

現場代理人の兼任に関する取扱いについて

平成25年5月27日決定

令和3年3月4日一部改正

苫小牧港管理組合発注の工事については、昭和40年7月1日施行の「苫小牧港管理組合契約規則」第4条により「苫小牧市契約に関する規則」を準用することになっているが、同規則第24条に定められている現場代理人の「兼任」に関し、具体的な取扱いを定める。

(1) 兼任の対象となる工事

現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であり、次の(A)又は(B)を満たす工事

- (A) 次のアからウの基準を全て満たす場合は、2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

ア 請負金額が3,500万円未満の工事であること。(建築工事は7,000万円未満)

イ 工事場所が原則、同一市町村内であること。

ウ 公共工事であること。(他発注機関の工事との兼務の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。)

- (B) (A)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

(2) 兼任の条件

- (A) 受注者は現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すこと。
- (B) 兼任する場合においても、それぞれの工事における現場代理人としての職場は適切に執行すること。

(3) 兼任の手続き

- (A) 受注者は現場代理人を兼任させようとする場合は、「現場代理人の兼任届」(以下「兼任届」という)を支出負担行為担当者に提出すること。
- (B) 総括監督員は「兼任届」の内容が(1)の基準を満たしているかを確認し、その結果を「兼任届」の下段に記入押印した上で、基準を満たしている場合は、受注者に写しを交付し、苫小牧港管理組合管理者(以下「管理者」という。)へ原本を提出すること。また、基準を満たしていない場合は、受注者に原本を返却するとともに、写しを管理者へ提出すること。